

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとする規定を整備するなど所要の改正を行う。」とあるが、そのものが日本を本国とした場合、日本人としての戸籍が出来上がってしまうのでは？</p>	<p>本改正は、外国人と婚姻した場合など届書又は戸籍に国籍を記載することとされている場合における取扱いに係るものです。</p>
2	<p>改正案に賛成する。 ただ、デジタル化による戸籍実務の円滑化及び国民の利便性向上の観点から、氏又は名の漢字につき複雑な字体を同じ文字の平易な字体（常用漢字等）に変更するための手続きの簡略化を今後の法改正における検討課題とすることを求める。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>変更内容が多すぎて判り難いですが、カナ表記が必要になるということだけでしょうか</p>	<p>戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が追加されることに伴い、氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲、届出の際に提出すべき書類及び氏名の振り仮名を記載する帳簿等に関する規定を設けるなど所要の改正を行うものです。</p>
4	<p>反対です</p>	<p>具体的な御意見ではないため、原案を維持させていただきます。</p>
5	<p>氏名振り仮名に使用できる文字として、長音記号が示されているが、縦書きの場合と横書きの場合で両方を明示したほうが良いのではないか。</p>	<p>条文上は縦書きの表記に統一されているため、原案を維持させていただきます。</p>
6	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改定とっておきながら、しれっと台湾、パレスチナを本国として戸籍に記載することを可能にするのはおかしい。 多くは、日本人配偶者の国籍として、台湾、パレスチナ人の国籍を記載するケースと考えられる。 特に台湾については、法定受託事務として事務を行っている市区町村職員は、台湾出身者に対して、中国と記載される旨を伝えることで、トラブルになった経験があるはずです。 こんなことは、従来から知られていることで、法務省もこの事例を承知していたはずである。このような重要な案件をふりがな法制化とのドサクサに紛れて法令化されることに反対である。 法務省の対応については、従来から疑念を持っている。 しっかり、国民に台湾は中国ではなく台湾で戸籍に記載できることをもっと広報するべきであるので、今回の改正で台湾、パレスチナの戸籍の記載には反対である。</p>	<p>周知・広報については適切に行ってまいります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>1 なぜカタカナでも戸籍に登録できるようにしたのでしょうか 漢字の名前ではなく、カタカナだけでも戸籍に名前を登録する目的が気持ち悪いです。これから外国籍のかたがたを大量に日本国籍で登録しようとしているのでしょうか。これが目的であれば反対です。</p> <p>2 どこから転入してきたかの記録を台湾とヨルダンだけ登録するおかしさ。 中華人民共和国は、日本国籍を取得したとしても捨てることができないと聞きました。なぜ、中国を記録しないで台湾はきろくするのでしょうか これも気持ち悪い改正です。 ということで改正反対です。</p>	<p>1 について 御意見のような目的で行う見直しではありません。</p> <p>2 について 本改正は、他の行政手続における「国籍・地域」の表記と戸籍の記載が異なることにより、一部において実務上の問題が生じていることも踏まえ、戸籍についても他の行政手続の取扱いに合わせ、一定の地域の記載をすることとしたものです。</p>
8	<p>戸籍の氏名に振り仮名を付ける作業は既存の戸籍を対象とすると市町村において膨大な作業量が生じ、国民にも負担が生じる、既存の戸籍は年月の経過により、除籍となるので行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の対象とならなくなる。 拙速に振り仮名を付けることをせずに出生等により作成される戸籍のみをその対象とし、自然に整備できるように長期的視点で行えば、余計な経費や負担も最小限ですむことになる。 このことから、振り仮名を付ける対象を出生等により作成される戸籍のみを対象とするようすべきである。</p>	<p>戸籍に振り仮名を記載することによって、行政サービスのデジタル化の推進、本人確認情報としての利用、各種規制の先達行為の防止といった効果が期待されること、そのためには、既に戸籍に記載されている方を含めて振り仮名を記載する必要があると考えております。 なお、市区町村における作業量につきましては、記載する予定の振り仮名の通知に誤りがなければ届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されることを国民の皆様にご周知すること等によって、最大限、作業負担の軽減を図りたいと考えております。</p>
9	<p>別表第二に氏名振り仮名として利用できるカタカナとして、小書きの「ㇿ」があるが、学校教育で学習する五十音には含まれていないと思われる。どのような氏名等で利用を考えているか、示されたい。</p>	<p>外来語を「クㇿ」、「グㇿ」等と表記する場合もあることから、帰化された方などカタカナ表記の氏名に対して記載する振り仮名として用いられることを考慮したものです。</p>
10	<p>・名に「ゐ」や「ゑ」を使用している人がいるので、振り仮名に「ヰ」や「ヱ」を使用できるようにすべきである。 ・表音のための振り仮名であるから、「ゐ」や「ゑ」は、「イ」や「エ」と記載すべきであるという場合、「ジ」と「ヂ」、「ズ」と「ヅ」の両方が使用できることとするのはなぜか。</p>	<p>振り仮名は、現代仮名遣いによることと整理しているため、原案を維持させていただきます。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
11	<p>現行の戸籍法施行規則第60条では、子の名に用いることができる文字の範囲として漢字、片仮名及び平仮名が規定され、記号が規定されていないにもかかわらず、民事局長通達によって長音記号を用いることができるものとされている。一方、今般の戸籍法施行規則改正案別表第二では、長音記号が片仮名とは明示的に異なる分類に規定されている。同一の省令内において、長音記号が「仮名」の中で読めるのかについて統一されていないようにも思われるが、整理を統一しなくて差支えないか。統一が必要ないとすれば、両者はどのように整理されているか。</p>	<p>振り仮名については、改正後の戸籍法第13条第3項において、氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定めるとされたことから、別表第2において、氏名の振り仮名に用いることができる記号として定めることとしたものです。</p>
12	<p>この法案施行に断固反対いたします！</p>	<p>具体的な御意見ではないため、原案を維持させていただきます。</p>
13	<p>1 電子識別符号が使えるようになるのは興味深いですが、パスポートや運転免許で使う際の一連の使い方を分かりやすいイラストや動画などで早くに公開PRしてほしいです。広報が足りてない気がします。また、戸籍の広域交付などは本人確認で顔写真付きの身分証が要りましたが、この電子識別符号を自分の本籍地の自治体で取得するときにも、本人確認が厳重なのか教えてほしいです。その辺も周知が徹底されてないと思います。ほかには、今だとパスポートを新規取得するときに戸籍謄本が必要ですが、そういう今までの取り方と、何が違うのか楽になるところや、用意しないといけないことを分かりやすく説明してほしいです。例えになるか分かりませんが、税の確定申告もPCだとマイナカードの読み取り機が必要とか最初は設備がないとできなかったのが年々やり方が容易にできるようになってきました。ぜひ、開始される3/24の後ではなく3月頭には大大告知をし分かりやすさにつとめてほしいです。TVCMとかもしてほしいです。</p> <p>もうひとつ要望です。第一弾で利用スタートするのはこの2つなんですが、第2弾でいつころを目途に次はこんなことを取り組む予定だよという手の内、見通しを発表してほしいです。市民としてはDXというのは便利だし、どんどん推進してほしいですが、そこに対する手厚さ、利便性の推進が足りてないと思います。例えば、電子識別符号の申請が多い市町村には、交付税を多額にあげるなどすると、推進度があがると思います。</p> <p>2 振り仮名については今後どういう確認が原則されていくのかなどルールがよくわかりません。小学生でもわかるレベルの告知をお願いします。新聞情報では説明が難しいです。一般市民には法律文を読みこなせない人が多数います。解釈運用の中で市民に優しく知らせることを早くから心がけてほしいです。総じて国は新制度の周知がぎりぎりでおぎなひな気がします。いいことをしているのですから、ACジャパンなどの枠でやってほしいです。</p>	<p>1について 本籍地の市区町村長に対する戸籍電子証明書提供用識別符号の請求の方法は、本籍地の市区町村長に対する戸籍謄本等の請求の方法と同様であり、本人確認書類は写真付きの身分証明書に限定されません。 また、周知・広報については適切に行ってまいります。</p> <p>2について 国民の皆様にも分かりやすい周知・広報を心がけてまいります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	<p>1 全体について 全体の趣旨としては賛成である。 なお、本規則の改正に伴う、戸籍事務取扱準則制定標準の改正はあるか。</p> <p>2 改正案36条の2について (1) 対象地域について 今回、改正案には台湾とパレスチナが掲載されているが、英国のように地域によって法域が異なる場合（スコットランドなど）の地域も追加すべきと考える。 (2) 戸籍記載について 本件改正後の記録について、例えば、台湾法を「本国法」とする相手方との婚姻の場合、日本人配偶者の婚姻事項における配偶者の「国籍・地域」は、「中国・台湾」というような記録になるのか。 また、台湾の方式で婚姻した場合、これまで「中国の方式」と記録していたが、「中国（台湾）の方式」と記録することになるのか。</p> <p>(3) 改正前の届出に基づく記載事項 改正案に記載された地域（特に台湾）を当事者とする届出はこれまでそれなりの件数があったと認識しているが、日本人当事者から、各事項について改正後の記載に更正して欲しいと申し出がされた場合に、市町村において職権更正をする手続きを設ける予定はあるか。</p> <p>3 改正案48条1項について 届書類について、これまでの本籍人と非本籍人を分けて保存する規定が改められるとのことであるが、「令和7年5月分」の届書類は、改正後の取扱いで綴っても良いのか。</p> <p>4 雑則第五章について 付録について「、」が「、」と改められているが、実際の戸籍の記録は「、」のままという理解でよいか。</p>	<p>1 について 戸籍事務取扱準則制定標準は改正する予定です。</p> <p>2 について (1) 今後の参考とさせていただきます。 (2) 御指摘の場合には、「台湾」、「台湾の方式」と記載することとする予定です。 (3) 職権更正によることは想定しておりません。</p> <p>3 について 第48条第1項の改正規定の施行日は公布の日（本年3月中）ですので、「令和7年5月分」の届書類は改正後の取扱いによります。</p> <p>4 について 御認識のとおりです。</p>
15	<p>規則48条1項の改正は、改正案よりも早く施行いただきたい。本年4月1日からの施行はできないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、第48条第1項の改正規定の施行期日は、公布の日とすることを検討いたします。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>第30条の3の2に記載されている明らかにする書面について、もっと明確に定めるべきではないか。出生届の子の氏名の振り仮名で、音訓では読めず、刊行物ないが、インターネット上の、子の命名検索サイトに載っているような名前はどうか。また、認められる場合、その場合も疎明資料としてサイトのコピーを添付してもらうのか。近年では、刊行物を参考にするよりもインターネット上の命名検索サイト等を参考に名づけする親の方が多い。この規則の内容では時代遅れのように感じる。また、命名検索サイトの名のよみかたを認めなければ、反発の声があがりトラブルになることは明白である。疎明資料の提出についても、書面に限らず、市役所職員が窓口で確認するだけではダメなのか。インターネット上のサイトに記載されている場合など、「ネットで見れば安易に分かるのに、なぜいちいち印刷してこなければならぬのか」というようなトラブルに発展することが想定されるだけでなく、市役所職員の事務量も増えるのではないか。そして、戸籍法施行規則第30条の3第1項にある、「届出人に対し？説明を届書に記載させるものとする。」とは、具体的にどのような内容を想定しているか。「例えば、webの〇〇というサイトに掲載されている名の読み方である」と書けば、疎明資料は不要なのか。どこまでが申述で、どこまでが疎明資料が必要なのか線引きを明確に示すべきである。</p>	<p>市区町村においては、基本的には届書の記載により審査すれば足り、届書に記載された振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときに第30条の3第2項の書面の提出を求めることとしているところですが、具体的な審査方法については、別途通達等でお示しする予定です。</p>
17	<p>子の名に使える漢字について、「一般に認められる読み方」の一覧を盛り込むことを要望する。</p>	<p>現時点で対応することは困難ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	<p>1の1 電子証明書提供用識別符号で交付できるものは、コンピュータ化された戸籍や除籍のみですか？手書きの昔の除籍などは対象外ですか？</p> <p>1の2 今回、先に始まった戸籍の広域交付の場合、謄本のみが対象でしたが、電子証明書提供用識別符号の場合、抄本の発行も可能ですか？</p> <p>1の3 戸籍の広域交付の場合、本籍地以外での交付を対象としていましたが、電子証明書提供用識別符号の場合、本籍地以外でも本籍地でもできますか？</p> <p>1の4 戸籍の広域交付の場合、本人確認書類は顔写真付きのものでしたが、今回は交付場所で本人確認書類は異なりますか？</p> <p>1の5 戸籍の広域交付の場合、窓口で本人が来所することが条件でしたが、今回は、郵送請求ができますか？また、自治体によっては、電子申請のシステムを導入している市もありますが、今後、電子申請の対象に加わる可能性はありますか？</p> <p>1の6 代理請求や第三者請求、あるいは公用請求、学術請求の可能性もあるのでしょうか？第三者請求や公用請求の可能性もあるなら、それはどういう用途の場合と限定的になりますか？</p>	<p>1の1について 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号により行政機関等に提供されるものには、紙（手書き）の戸籍をイメージデータ化しているものも含まれません。</p> <p>1の2について 抄本（一部事項証明書、個人事項証明書）は対象となりません。</p> <p>1の3について 本籍地の市区町村長以外の市区町村長に対する請求も可能です。</p> <p>1の4について 本籍地の市区町村長以外の市区町村長に対する戸籍電子証明書提供用識別符号の請求は、戸籍証明書等の広域交付における請求の方法と同様です。</p> <p>1の5について 本籍地の市区町村長以外の市区町村長に対する戸籍電子証明書提供用識別符号の請求は、戸籍証明書等の広域交付における請求の方法と同様です。また、オンラインによる請求が可能となるよう法令上の手当ては既にされているため、将来的には、市区町村において実施されるオンライン手続の対象となる可能性はあるものと考えております。</p> <p>1の6について 戸籍電子証明書提供用識別符号の請求は、本籍地の市区町村に対する場合に限り代理請求が可能であり、同一市区町村内で完結する場合に限り公用請求が可能です。第三者請求や学術研究のために請求することはできません。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>2の1 窓口で電子証明書提供用識別符号を交付してもらったのち、提出先の公的機関へ行くまでに数日を要した場合、提出先の公的機関で取り込まれる内容は、戸籍の交付窓口で交付された当時の戸籍情報ですか、それとも、提出先の公的機関が取り込もうとするときの戸籍情報にアップデートされているのでしょうか？</p> <p>2の2 2の1の場合、提出先の公的機関に行くまでに戸籍に異動（構成員の死亡とか）あったら、どうなりますか？</p> <p>3の1 窓口で紙の証明書と、電子証明書提供用識別符号の両方を交付してもらった場合、その両方が同一物であることを識別できるような記号か何か目印はありますか？意図せず、交付先の戸籍窓口の手違いで、紙の証明書と同一のものでない電子証明書提供用識別符号が交付された場合の心配です。</p> <p>3の2 3の1の場合、目印の記号などなければ気づくのは、提出先の公的機関において取り込むときで、公的機関から申請者に知らされると思います。このような場合、申請者である市民の手を煩わせず、提出先公的機関と戸籍交付窓口でミスを解決することを考えていただけませんか？</p> <p>4 電子証明書提供用識別符号が使われたか個人情報保護法の開示請求する場合、窓口で取得された場合は、窓口で申請した電子証明書提供用識別符号の交付申請書の写しが開示請求物だと思うが、マイナポータルを利用した場合などは、どうなりますか？</p>	<p>2の1について 戸籍電子証明書は、戸籍電子証明書提供用識別符号を発行した時点の戸籍情報により作製されます。</p> <p>2の2について 紙の戸籍証明書が添付された場合と同様に、提供された戸籍電子証明書に基づき審査等がされるものと認識しております。</p> <p>3の1について 御指摘の記号等はありません。</p> <p>3の2について 今後の参考とさせていただきます。</p> <p>4について マイナポータルにより請求された場合も含めて、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行履歴は、本籍地の市区町村において管理されます。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の請求方法は次の4つと聞いてます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の窓口で取得し、提出先公的機関に窓口申請する場合 2 戸籍の窓口で取得し、提出先公的機関にオンライン申請する場合 3 マイナポータル上で行政手続き申請をする中で識別符号の請求と申請先への提供を自動処理する場合 4 マイナポータル上で戸籍電子証明書提供用識別符号を取得し、提出先行政機関に窓口申請するか、オンライン申請する場合 <p>質問1 3月24日から利用スタートするのは、運転免許証とパスポートの2種類だと思いますが、この2種類とも上記の1から4までの方法を選べるのでしょうか。それとも提出先の行政機関により上記のうちのいずれかを選ぶことになるのですか。それはどこで告知されますか。</p> <p>質問2 手続きについて分からないとき、特にオンライン申請の部分の指しですが、ヘルプデスクのようなものは設置されますか？</p> <p>質問3 マイナポータルを使うにあたって、使用環境（スマホ・PC）はどんな感じですか？</p> <p>質問4 上記1から4までの作業（操作）手順をわかりやすく説明したものを早く告知してほしいです。3月24日施行というのは、24日の0時に稼働するのでしょうか。それは上記1から4までのいずれも利用できるようになるのが24日で1から4までに段階的にスタートするというわけではないのでしょうか。また、提出先の行政機関がちゃんと受理してくれているか、確認する方法はあるのでしょうか？</p> <p>質問5 マイナポータルで自動提供する場合、電子証明書代はただなのでしょうか、運転免許証やパスポート発行代にはお金がかかると思います。識別符号を利用するにあたって、クレジットカードなどキャッシュレスの手段を何か用意しないといけませんか。</p>	<p>質問1について 提出先の行政機関の手続ごとに方法が指定されることとなります（例えば、国内からのパスポート申請は3の方法となります。）。各手続における戸籍電子証明書提供用識別符号の取得方法については、提出先に御確認ください。</p> <p>質問2について マイナポータルにおいて案内されている手順により御確認いただくこととなります。</p> <p>質問3について マイナポータルにおいて案内されている動作環境を御確認ください。</p> <p>質問4について 開始時間については施行日までに案内する予定です。</p> <p>質問5について 戸籍電子証明書提供用識別符号の取得は無料ですが、パスポート申請等の手続には費用が必要となる場合がありますので、詳細は提出先の行政機関に御確認ください。</p>
20	<p>戸籍の中に、DV被害者がいて戸籍の発行抑制がかかる場合がありますが、電子証明書提供用識別符号は、証明書が内蔵された電子キーのようなもので、特に交付不可となるケースはないと考えてよいですか</p>	<p>対象の戸籍の状態（戸籍内にDV等支援措置対象者が含まれる場合や戸籍の届出に係る審査中の場合など）によりオンラインでの発行を抑止する場合があります。</p>
21	<p>第36条の2において台湾及びパレスチナの表記を戸籍に記載することは評価する。</p>	<p>本省令案への賛同意見として承ります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	<p>パブリックコメント開始前に、すでに氏名の振り仮名で取り扱えるカタカナの取り扱いが、法務省のマニュアル等で記載されており、パブリックコメント発出が遅すぎるのではないか。意見徴収から施行予定の時期までの期間が短い。 (形だけのパブリックコメントになっていないか。)</p>	<p>別途お示ししている氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、現時点の案としてお示ししているものです。</p>
23	<p>戸籍と、住民票の取り扱いに係る、市町村での事務取扱に関する要領等へのパブリックコメントも実施すべきではないか。(国民は何が起こっているかわからない。)</p>	<p>国民の皆様に対する周知・広報を適切に行ってまいります。</p>
24	<p>なぜこのタイミングで、「台湾」「パレスチナ」での戸籍記載となるか、他の法令での取り扱いと整合の取れている旨の説明が必要ではないか。</p>	<p>本件の対応に係るシステム改修に要する期間等を踏まえてこの時期となったものです。</p>
25	<p>一般論として、全ての法規は国民に対し行動の予測可能性を保障しなければならない、いわゆる「明確性の原則」に基づき制定され、誰に対しても同じ法律を同一の場面・同一の事案で適用することにより個人の自由を保障するものである。 参考資料へのリンクhttps://www.satoegakuen.ac.jp/ols/ols-sc/ols-lawreview/No.9/No.9-fukui.pdf 一方、第30条の3において、戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方(引用：氏名の振り仮名(氏に用いられる文字の読み方を示す文字及び名に用いられる文字の読み方を示す文字))が「一般の読み方」であることを確認し振り仮名の適否を判断するとあるが、その基準が明確ではなく、自治体ごとに判断が異なるだけでなく、国民に対し予測不能な制約を強いるものである。 国民に対し「どのような振り仮名が許容されて何が違反するのか」という基準案について国民の意見に付してからでなければ、この規則は明らかに明確性の原則に違反している。 ゆえに、この規則案は現時点で発出してはならないものである。 まず国民に対し許容される振り仮名を提示してから本規則の再提出をすべきである。</p>	<p>市区町村における振り仮名の審査については、漢和辞典など一般の辞典に掲載されているものは広く認め、それ以外でも、当該読み方が、①漢字の意味や読み方との関連性をおよそ認めることができない読み方、漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方など社会を混乱させるものである場合、②子の利益に反するなど社会通念上相当とはいえないものである場合を除き、氏名の振り仮名として認めることとしており、また、市区町村において判断に疑義が生じた場合には、法務局へ照会することとしているため、統一的な審査が行われるものと考えております。 また、振り仮名の審査基準等については、国民の皆様に対しても、適切な周知・広報を行ってまいります。</p>
26	<p>小書きの「ッ」は文化庁が定める現代仮名遣いにも定義はなく、学校教育で学ぶ片仮名にもないので、おかしいのではないか。</p>	<p>外来語を「クッ」、「グッ」等と表記する場合もあることから、帰化された方などカタカナ表記の氏名に対して記載する振り仮名として用いられることを考慮したものです。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
27	<p>一般論として、法令は誰に対しても同じ法律を同一の場面・同一の事案で適用する必要があり、もって国民に自由な行動を保障することとなる。そのためには、不特定多数に対する同一の事件処理のためには、国民誰もが予測できるものでなくてはならない。いわゆる「明確性の原則」である。明確性の原則により法令の文字通りの扱いをされない（される）ことを国民が予測できることにより、国民の自由が保障され、生活できることは当然の原則であるが、一方で、本案の第30条の3で掲げる「戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（一般の読み方）」については、何ら「一般の読み方」が何であるか自治体・国民に対し示されていない。これでは国民は「いかなる振り仮名が許容されるのか、許容されないのか」が全く不明であり、国民の自由を恣意的に制限する違法な規定である。まず国民に対し、許容される振り仮名とそうでない振り仮名を明示することが先であり、本案を先に成立させることは認められない。本案は明確性の原則に違反する違法な規定である。即刻撤回が必要である。</p>	<p>振り仮名の審査基準等については、国民の皆様に対しても、適切な周知・広報を行ってまいります。</p>
28	<p>改正省令案では戸籍に「振り仮名」を記載することを定めていますが、「振り仮名」とは漢字の上や横に読み方を記載するものです。ホームページで案内されている新戸籍のイメージでは、漢字の上部に記載するのではなく、別の欄やスペースを設けそこに読み方が記載されるイメージとなっています。そうであれば「振り仮名」ではなく「読み仮名」とすることが、一般的な国語表現と考えます。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）において、「氏名の振り仮名」との用語を用いていることから、本省令案についても同様の用語を用いているものです。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	<p>1 氏名の振り仮名関係</p> <p>(1) 氏名の振り仮名の申出をした後に、変更更正手続を必要とする場合は、従来の氏名等の変更更正手続を予定していると思われるが、重厚な手続は国民に過度な負担が生じることもあることから、従来の手続を基本としながらも国民に過度な負担が生じない手続の検討を求める。</p> <p>(2) 他の氏名の振り仮名の制度について、とりわけ不動産登記手続上の検索用情報として、所有者の氏名の振り仮名を提供する制度については、令和7年4月21日から先行して適用されることから、戸籍の氏名の振り仮名と不動産登記手続における検索情報としての氏名の振り仮名が齟齬した場合には、それを本人等が解消する環境を整えておく必要がある。このような状況が生じた場合は、新不動産登記規則第158条の41第1項に基づく登記官の職権による変更登記がされる予定である。しかし、その際には登記名義人に通知する規定が見当たらないため、職権で変更登記がされたのを知らずに新不動産登記規則第158条の41第2項による変更の申出を本人が行う可能性もあることから、本人に変更の通知をする必要性について検討すべきである。また、令和8年から施行される職権による住所等の変更登記について、戸籍上の氏名の振り仮名との齟齬を知らないまま放置していた場合は、手続に支障が生じる可能性があることが想定される。</p> <p>2 戸籍電子証明書関係</p> <p>当該手続において、十分な知識を得ていない国民が利用する場合、資格者代理人を利用することが考えられる。電子署名に係る電子証明書のような、提供された情報の真贋チェック機能に加え、資格者代理人においてその記録内容を容易に確認できる仕組みを整える必要がある。</p> <p>3 その他</p> <p>一部の地方自治体から改正法の対応について、準備が間に合うのかという懸念が示されているとの報道が見受けられたので、当該地方自治体において一定程度統一的な取り扱いがされることが望まれる。</p>	<p>1 (1)、(2)及び2について 今後の参考とさせていただきます。</p> <p>3について 市区町村において統一的な取扱いが行われるよう、市区町村に対して可能な限り早期の情報提供に努めてまいります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	<p>改正法附則第九条の規定に基づき市町村長の職権で戸籍に記載された場合に倣って、氏名の変更事項に係る移記については不要とすることが適切と考えられるため、附則においてその旨を記載する条文の新設について検討されたい。</p> <p>当該条文の案をお示しすると以下のとおりとなると考えられる。</p> <p>(附則(案))</p> <p>第〇条(氏名の振り仮名の届出に係る移記の特例)</p> <p>1 改正法附則第六条及び第七条の規定に基づく届出に係る氏の変更に関する事項については、新戸籍法施行規則第三十七条の規定にかかわらず、転籍地の戸籍に記載を要しない。</p> <p>2 改正法附則第八条の規定に基づく届出に基づく名の変更に関する事項については、新戸籍法施行規則第三十九条の規定にかかわらず、新戸籍又は他の戸籍に記載を要しない。</p>	<p>改正法附則第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定に基づく届出をした氏名の振り仮名を変更するためには、家庭裁判所の許可を得る必要があることを踏まえると、当該事項については、現在戸籍において明らかにする観点から、移記する必要があると考えております。</p>
31	<p>精神障害者保健福祉手帳を戸籍法施行規則第11条の2第1号に規定する本人確認書類として別表第一に追加することを要望する。</p>	<p>御意見を踏まえ、別表第一に精神障害者保健福祉手帳を追加することを検討いたします。</p>
32	<p>本籍地の自治体で請求するか、本籍地以外の自治体で請求するかで、電子識別符号の交付の様式は異なるのか。また、手数料がただになる場合がニュースで知りえているが、例えば、同時に戸籍証明と電子識別符号を取るはずが、ついっかりして別々に様式に書いて、時間差で出してしまったら、たとえ同日であってもお金をとられるのか。</p>	<p>前段について 様式は同じです。</p> <p>後段について 戸籍法による戸籍証明書等の交付手数料は、各市区町村の条例において決められる事項と承知しています。</p>
33	<p>3/24から施行されるのはパスポートと運転免許証。ということは、この電子識別符号の発行で、施行日からスタートするのは、実質的に本人等請求で現在戸籍の電子識別符号だけなのではないか。代理請求や公用請求は先でできるようになるのかもしれないが、施行日現在で想定されるものがないのではないか。また、新旧対照で79条の3第5項の改正をしているが、これは第三者請求の関連だと思いが、手続きの枠組みだけ作っただけで、実際に第三者請求で電子識別符号を取得できる事例が施行日から存するののか示してほしい。もしないのであれば改正のタイミングが時期尚早でないか。また、本人等請求といっても、各自治体で窓口請求のほか郵送請求、コンビニ交付、オンライン申請による交付などさまざまな取り方ができるようになっているが、この電子識別符号の交付も対応しているのか。それは自治体の問題なのか。</p>	<p>本省令の施行日時点では、別表第5に掲げる事務について戸籍電子証明書を利用することができます。</p> <p>また、第79条の3第5項の改正は、いわゆる職務上請求をオンラインにより行うことができるよう規定を整備するものです。</p> <p>本籍地の市区町村長に対する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求については、郵送請求が可能であり、オンライン請求は市区町村の判断によって導入することが可能です。戸籍電子証明書提供用識別符号は、コンビニ交付の対象にはなっていません。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>1 届出人に書面の提出を義務付ける第30条第3項は、法律の委任がないため、法的拘束力がないが、仮に届出人が書面の提出を拒んだ場合、届出は不受理となるのか。義務付けが必要であるならば法律で規定すべきところ、省令で規定しているのはどういう考えによるものか。</p> <p>2 第68条の3第2号中別表第2を別表第3に改める改正をしている。第68条の3は、「戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる事態で記録するものとする」というものだが、振り仮名に用いることができる仮名及び記号についての同様の規定は不要なのか。不要ということであれば、同条も不要と思われるが漢字と仮名及び記号で規定する・しないを分けている理由は何か。</p> <p>3 改正後の別表第5は、第2号及び第3号が追加されている。第3号については、免許証の記載事項として本籍があることが法律で規定されており、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う改正なのだろうと理解できるが、第2号の外務省設置法第4条第1項第11号は、具体的に何に使うのか。その説明もなく「提供先が拡大されることに伴い」という説明のみで同号を追加するのは、あまりにも説明不足であり、第1号・第3号の規定と比較しても、引用している条文が不適當である。第2号については、規定を追加する理由をきちんと説明した上で、第1号・第3号と同様に、戸籍事項が必要であることが確認できる具体的な規定を列記すべきであり、「身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明」といった、具体性のない外務省の分掌の一部を引用すべきではない。</p>	<p>1について 原案であっても、不受理決定の根拠となり得るものと考えするため、原案を維持させていただきます。</p> <p>2について 振り仮名に用いることができる仮名及び記号については、別表第二において定められていることから、同様の規定は不要であると考えております。なお、氏又は名の漢字については同種の規定は置かれていないことから、規則第68条の3は維持する必要があります。</p> <p>3について 改正後の別表第5は戸籍電子証明書の請求を行うことができる事務の範囲を特定するために当該事務の根拠となる法律の条項を示したものです。当該事務に含まれる具体的な手続・証明については手続等の所掌機関において定められ、運用されているものと承知しています。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>4 「国籍」を「国籍・地域」に改めるため附録第7号及び附録第25号を改正しているが、付録第7号及び附録第25号について振り仮名に関する改正が全くないのはなぜか。自治体に対し意見照会している省令改正についての通達案では、名の振り仮名については法定記載例197及び198を追加するとしており、氏の振り仮名については法定記載例184から196までによつていたことから、省令改正が必要であることは法務省において了知しているはずである。にもかかわらず、省令改正案として示していないのはなぜか。さらに、自治体へ示した通達案では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則の規定による振り仮名の届出や市町村記録に係る戸籍の記載例を通達で示そうとしているが、省令で定めないのはなぜか。1年間の経過措置とはいえ、現に戸籍に記載されている者、つまり、施行日に存在する全国民の戸籍に記載される内容なのであるから、きちんと省令で定めておくべきではないか。同様に、届書の様式も省令で定めるべきと考えるが、定めないとすれば、その理由は何か。</p> <p>5 同様に、附録第11号様式から附録第14号様式までの届書には、戸籍の記載事項となった振り仮名欄を追加する改正が、附録第22号様式から附録第28号様式まで及び附録第35号様式の証明書には、「本籍・氏名」欄と「戸籍事項」欄の間に「氏の振り仮名」欄を追加する改正が必要となるほか、改製不適合戸籍が現存することを踏まえると、附録第1号様式及び附録第6号様式から附録第10号様式までの戸籍にも、改製不適合戸籍について振り仮名に関する欄を追加するなどの改正が、さらには、振り仮名が戸籍の記載事項となることを踏まえると、附録第5号様式の受附帳にも、氏名欄に振り仮名の追記を要すると判断するのであれば、改正が必要になると思われるが、これらに関する改正が全くされていないのはなぜか。少なくとも、届書や戸籍証明書の様式変更については、自治体向けに説明会を開催した令和6年8月には、法務省において既に認識している内容のはずである。あまりにも改正漏れが多すぎるため、パブコメについての見識も併せて伺いたい。少なくとも、これだけの改正漏れがあるのであれば、再度パブコメを実施すべきと考えるがどうか。</p>	<p>4 について 御指摘の改正については、パブリックコメントにおいてお示しした改正省令案には記載されていませんでしたが、現在検討中の改正省令案には含まれています。 記載例及び届書様式を通達において定めることとした理由は、1年間の経過措置であることを考慮したものです。</p> <p>5 について 付録第22号様式及び付録第35号様式については、戸籍に振り仮名が記載されていない場合には振り仮名欄自体が戸籍証明書に表示されないことを踏まえて、改正を行わないこととしたものです。付録第23号様式については、認証文を定める様式であることから、改正は不要であると考えております。 また、改製不適合戸籍は歴史的な経緯から残存しているに過ぎないものであること及び今後解消作業を進めていく予定であることを踏まえ、附録第1号様式及び附録第6号様式から附録第10号様式までについては、改正を行わないこととしたものです。 他の御指摘については、パブリックコメントにおいてお示しした改正省令案には記載されていませんでしたが、現在検討中の改正省令案には含まれています。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>6 附則第4条第1項は、改正法附則第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第9条第1項から第3項までの規定による戸籍の記載について、新戸籍法施行規則第23条の規定を準用するという内容だが、この準用規定は、どういう意味か。第23条は「事件の種類は、戸籍法第4章第2節乃至第16節に掲げる事件の区分に従い、これを定めなければならない」という規定で、「戸籍法第4章第2節乃至第16節に掲げる事件の区分」とは、出生、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚・・・国籍の得喪。氏名の変更、氏名の振り仮名の変更、転籍だが、このうち「氏名の振り仮名の変更」という区分に該当するということか。だとすれば、改正法附則第10条から第12条までの規定は振り仮名の変更に係る届出だが、改正法附則第6条から第8条までの規定は戸籍に新たに記載される振り仮名に関する届出であるが、これも「氏名の振り仮名の変更」に該当するという意味になるのか。そうだとすれば、それは規定として適正なのか。</p> <p>7 附則第4条第3項は、改正法附則第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定に基づく届出に新戸籍法施行規則第4章の3の規定を適用する旨定められている。第4章の3では、第79条の3第1項において、「提出すべきこととされている書面等があるときは、当該添付書面等に代わるべき情報を併せて送信しなければならない」と規定されているが、実際には、添付書類は、電子データではなく届出をした市町村長に対し書面で提出する必要がある。実際の手続と矛盾する内容を省令で規定しようとしている意図は何か。また、第4章の3は、戸籍証明書の交付の請求に係る内容や統計の作成又は学術研究のための情報提供に関する内容も含まれているが、章全体を適用させる必要があるのか。</p>	<p>6について 附則第4条第1項は、改正法附則第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第9条第1項から第3項までの規定による戸籍の記載についても、その事件の区別に従い事件の種類を定めなければならないとするものです。</p> <p>7について 御意見を踏まえ、第79条の3第1項後段の規定は適用しないよう修正することを検討します。また、第79条の9の3までが第4章の3となるよう修正することを検討します。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>8 附則第7条の規定により、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和6年法務省令第44号）附則第3条後段を削る改正をしているが、これは、どういう理由による改正か。また、削る内容は、戸籍法施行規則別表第7に掲げる届出又は申請を電子情報処理組織を使用して使用する場合にその旨を記載する必要はないという内容で、振り仮名とは関係ない内容と見受けられるが、施行日を令和7年5月26日とする理由は何か。</p> <p>9 改正法附則第9条第1項及び第2項の規定により、本籍地の市町村長は、第3号施行日から記載して1年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名及び名の振り仮名を記載するものとされているが、法務省は、特段疑義がないものについては、あらかじめ包括的に市町村長に対し許可することとしていること自体がまず理解できない。そもそも個別の許可を要しないとするのであれば、それは法律で定めるべきである。法律で定めないのであれば、これまでも戸籍法からの個別の委任規定なく戸籍法施行規則に規定している前例を踏襲して、せめて省令で明記すべきと考えるが、今回の改正に包括的に許可を与えるという改正はない。法律で規定すべき事項、政令で規定すべき事項、省令で規定すべき事項、通達で規定すべき事項について、それぞれどのような見識を持っているのか。</p> <p>10 どういった振り仮名（読み方）が認められて、どういった振り仮名（読み方）が認められないのかについての内容が含まれていないが、それはどこで確認すればいいのか。また、いつ頃その内容は確認できるのか。戸籍証明書の広域交付などの改正に伴う省令改正は、施行日の数日前の2月26日と直前だったが、今回もそのようになるのか。法務省の「速やかに」、「なるべく早く」という発言は、具体的にどのくらい前を想定したものなのか。</p>	<p>8について 戸籍情報システムにおいて、受附帳にオンラインによる届出である旨の記載が可能となるため、暫定措置に係る部分を削るものです。当該改修を氏名の振り仮名の法制化に係るシステム改修と同時に行うこととしたから、氏名の振り仮名の法制化に係る改正戸籍法の施行日と同日にしたものです。</p> <p>9について 管轄法務局長等の許可を包括的に与えることは、既に死亡届の届出義務者等がない場合における死亡事項の職権記載について行っており、実務上も特に問題が生じていないことから、本件についても包括的に許可を与えることは問題ないと考えております。</p> <p>10について 本省令案の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>11 子の名に使える漢字については、戸籍法第50条第1項で「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」とした上で、同条第2項で「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める」とし、戸籍法施行規則第60条で、「常用漢字表に掲げる漢字」、「別表第2に掲げる漢字」及び「片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）」を「常用平易な文字」としている。振り仮名についても同様に、同法第13条第2項において「前項第2号（＝氏名の振り仮名）の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」とした上で、同条第3項で「氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める」として、今回の省令改正で第30条の2を追加し、同条において「氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、別表第2に掲げるものとする」として、別表第2に片仮名及び記号を列記している。これは、同じつくりのようであり、意味合いは全く異なる。漢字については、漢字そのものを定めることで、子の名に使える漢字かどうかは確定するが、振り仮名については、単に「ア」や「イ」、「一」といった使える仮名・記号だけを列記したのでは、振り仮名として使えるかどうかを規定したことにならない。氏名の振り仮名として認められるか認められないかという重要な事項が、公布形式を取らない通達で定められてよいわけがない。なぜ、省令で定めていないのか。届出人は、何をもって一般に認められている読み方かどうかを確認するのか。子に使える漢字を省令で示しているのであれば、振り仮名については、単に使える仮名と記号だけで定めるのは足りず、その読み方が一般に認められているかどうかまでを省令に規定すべきである。</p>	<p>11について 御指摘の点は、市区町村における振り仮名の審査に係る取扱いの定め方に関するものと認識しておりますが、これについては、通達でお示しする予定です。 なお、振り仮名の審査基準等については、国民の皆様に対しても、適切な周知・広報を行ってまいります。</p>
35	<p>第三十六条の二について、 戸籍の国籍欄に、台湾およびパレスチナ表記が可能になる変更は喜ばしい</p>	<p>本省令案への賛同意見として承ります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	<p>台湾等の地域を本国籍とする者については、当該地域を届書及び戸籍に記載するものとあります。</p> <p>1 コンピュータ戸籍のインデックスにある「国籍」は、全て「国籍・地域」となるのでしょうか。例えば【配偶者の国籍】は、台湾等以外であっても【配偶者の国籍・地域】とのインデックスになるのでしょうか。</p> <p>2 現に【配偶者の国籍】との記載のあるものを他の戸籍に移記するときは、【配偶者の国籍・地域】のインデックスに引き直すのでしょうか。</p> <p>3 例えば、現に日本人の戸籍に「【配偶者の国籍】中国」と記載されている台湾系中国人が、「台湾」と記載されたい旨の希望がある場合は、当該戸籍に記載されている日本人が申出をしなければならないのでしょうか。また、事由としては、更正・訂正・配偶者の国籍変更のいずれによるものでしょうか。さらに、申出にあたり必要なのは申出時点で台湾を本国籍とする旨の証明書だけで足りるのでしょうか。</p> <p>4 「パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）」との記載は、届書に届出人が記載するにしても、戸籍に記載するにしても文字数が多いと考えられますが、略記は想定されるのでしょうか。</p> <p>5 出生地や死亡地が台湾の場合、戸籍先例によれば「中国台湾省台北市…」と記載することとされていますが、この点についても「台湾台北市…」のような記載となるのでしょうか。また、これについても、記載を直してほしいという希望に答えるのに必要な手続きは訂正・更正のいずれによるものでしょうか。</p>	<p>1 について 省令施行後は、一律に国籍・地域のインデックスを使用することになります。ただし、既存のインデックスが自動で置き換えられることはありません。</p> <p>2 について 御理解のとおりです。</p> <p>3 について 本省令案の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。</p> <p>4 について 「パレスチナ」と略記して差し支えありません。</p> <p>5 について 前段について、御指摘のとおりです。 後段について、更正の申出によります。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
37	<p>第21条第1項第2号 改正案によると、氏名を漢字で表す外国人についても氏名の振り仮名を記載することとなるが、外国人に係る部分についての改正に反対する。 その理由として、次の2点を示す。 (1) 日本人の配偶者や父母として戸籍に記載される範囲で受附帳に記載すれば十分であり、不要だと思われる。 (2) 外国人の氏名の振り仮名は、便宜上、日本語の発音で近いと思われる音を明確な根拠なく当てているに過ぎないと思われる。 よって、外国人の振り仮名を記載事項にするのであれば、前記2点について否定する理由と、外国人の氏名の振り仮名を記載事項とする必要性がある理由を明確にしていきたい。 (改善案) 同項第2号を日本人と外国人に分けて規定する。 二 届出事件の本人が日本人である場合にあつては、届出事件の本人の氏名、氏名の振り仮名及び本籍 三 届出事件の本人が外国人である場合にあつては、届出事件の本人の氏名及び国籍</p> <p>第30条の3第1項 改正案の「記載させるものとする」という文案は、市町村長に「記載させる」という作為を求める表現であると思われる。そのため、戸籍法第27条の3に規定する市町村長による調査権と同様に解するならば、「市町村長は、略 必要と認めるときは、届出人に対し、略 記載させることができる」という市町村長の権限を示す表現の方が適切だと考える。以上により、改正案の文案を変更するよう意見する。</p> <p>第30条の3第2項 改正案の「書面の提出を求めるものとする」という文案は、市町村長に「書面の提出を求める」という作為を求める表現であると思われる。そのため、戸籍法第27条の3に規定する市町村長による調査権と同様に解するならば、「前項の規定にかかわらず、市町村長は、略 届出人に対し、略 書面の提出を求めることができる」という市町村長の権限を示す表現の方が適切だと考える。以上により、改正案の文案を変更するよう意見する。</p>	<p>第21条第1項第2号 日本人と外国人を区別する合理的理由がないことから、原案を維持させていただきます。</p> <p>第30条の3第1項、第30条の3第2項 本規定においては、「記載させるものとする」、「書面の提出を求めるものとする」が適切であると考えため、原案を維持させていただきます。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>第30条の3第3項 第30条の3第2項の提出について届出人に義務を課す規定であるが、不履行に係るペナルティの担保がない。ペナルティを明示して、規定の実効性を高める必要があると考える。以上により、改正案の文案を変更するよう意見する。 (改善案) 同条に第4項として、以下の規定を追加 4 市町村長は、届出人が第2項の求めに応じないときは、一般の読み方であることが確認できない振り仮名が記載された届書を不受理とすることができる。</p> <p>第36条の2 本規定の新設は、これまでその地域を記載されることができなかった事件本人にとって望ましいばかりでなく、戸籍の記載から本国法を検討する際にも有意義であると考えられるため、改正に賛同する。 このことに関連して、次の3点を問う。 (1) この規定は、振り仮名に伴う規定とは、関連性が少ないと思うが、施行期日を令和7年5月26日とする理由はなぜか。(システムの改修に時間を要するのであれば、当該施行期日でもやむを得ないが、できるだけ早い時期が望ましいのではないか。) (2) この規定の施行前に、戸籍の身分事項欄に記載された台湾地域・パレスチナ地域出身の個人は多く存在するため、改正省令の附則において、その個人の国籍・地域を更正申出できる経過規定を設けた方がよいと思うが、規定しない理由はなぜか。当該地域出身者及びその家族の日本人のためにも、単に市町村長や法務省を拘束する通達ではなく、台湾地域・パレスチナ地域出身の個人の権利として改正省令により規定すべきだと考えるがどうか。 (改善例) 附則第条 この省令の施行前に現に戸籍に記載されている者の身分事項欄に、第36条の2各号に掲げる地域の法を本国法とする配偶者、父母若しくは養父母又は子若しくは養子(この条において「外国人配偶者等」という。)が記載されているときは、当該戸籍に記載されている者は、外国人配偶者等の国籍・地域として記載された事項の更正を申し出ることができる。 (3) この規定は、外国人同士の婚姻届等についても準用されるものと思われる。外国人同士の婚姻届等は、戸籍法施行規則第50条第2項の規定により50年保管される場合がある。当該保管されている届書については、戸籍への記載がないため、追完届による「国籍・地域」の追完を認めるのか。</p>	<p>第30条の3第3項 原案であっても、不受理決定の根拠となり得ると考えるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>第36条の2 (1)について 本件の対応に係るシステム改修に要する期間等を踏まえてこの時期となったものです。 (2)について 更正申出に係る取扱いは、通達においてお示しすることで足りると考えております。 (3)について 御指摘の取扱いを認めることは予定しておりません。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>第48条 本規定の改正は、市区町村の事務の合理化に資するため、改正に賛同する。</p> <p>このことに関して、次の2点を問う。</p> <p>(1) この規定の施行期日を「公布の日」としない理由はなぜか。施行期日を「公布の日」としないとしても、令和7年5月26日以前に施行することができるのではないか。なぜ、この規定の施行期日を令和7年5月26日とするのか。</p> <p>(2) この規定が令和7年5月26日から施行されるとして、令和7年5月25日以前の届書と同月26日以後の届書で扱いを変える必要性はないと考える。そのため、附則において、施行日前の届書についても適用する旨を規定した方がよいのではないか。</p> <p>(改善例)</p> <p>附則第条 市町村長は、施行日前に受理し、又は送付を受けた届書、申請書その他の書類についても、新戸籍法施行規則第48条の規定により、保管することができる。</p> <p>別表第2 別表第2は「戸籍法第13条第3項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲」として規定されているところ、氏名を漢字で表す場合、これまで通常用いていなかった音「ヴ」「ァ」「ィ」「ウ」「ェ」「ォ」を漢字の振り仮名とすることは可能なのか。例えば下記のようなことは、可能なのか。</p> <p>(例1) 漢字氏名「甲野 晩」 氏名振り仮名「コウノ ヴァン」 (例2) 漢字氏名「甲野 冬」 氏名振り仮名「コウノ ウィンター」</p>	<p>第48条 (1)について 御意見を踏まえ、第48条第1項の改正規定の施行期日は、公布の日とすることを検討いたします。</p> <p>(2)について 御指摘の点については市区町村の意見等も踏まえて検討する必要があることから、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>別表第2 別表第2に含まれる文字であり、かつ氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものであれば、振り仮名として用いることは可能ですが、具体的な個別事例についての回答は差し控えていただきます。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>別表第5 本表は今後随時追加されるものだと思うが、出入国在留管理庁が行う在留資格認定において、日本人の配偶者等を証明するために、戸籍記載事項証明書が必要な場合も定めてはどうか。</p> <p>附録について 付録第5号様式の「国籍」は、「国籍・地域」に改正しないのか。 付録第7号174の項の改正は、改正案によると「令和九年二月拾五日国籍・地域取得同月弍拾四日親権者父母届出入籍（取得の際の国籍・地域アメリカ合衆国従前の氏名ベルナル、マリア）」となり、余計な部分まで改正することとなると思うが、問題はないのか。 付録第11号様式から第14号様式までの「国籍」は、「国籍・地域」に改正しないのか。 付録第21号様式の「国籍」は、「国籍・地域」に改正しないのか。 付録第25号174の項の改正は、改正案によると「国籍・地域取得」「国籍・地域取得日」「取得の際の国籍・地域」となり、余計な部分まで改正することとなると思うが、問題はないのか。</p>	<p>別表第5 改正後の別表第5は戸籍電子証明書の請求を行うことができる事務の範囲を特定するために当該事務の根拠となる法律の条項を示したものです。当該事務に含まれる具体的な手続・証明については手続等の所掌機関において定められ、運用されているものと承知しています。</p> <p>附録について 御意見を踏まえ、附録第5号様式及び附録第21号様式についても改正することを検討します。 付録第7号174及び付録第25号174の項については、「国籍取得」で一語であることから、御指摘のような改正はされないものと考えております。 付録第11号様式から第14号様式までについては、本省令案の公布後に発出される通達において注意書きを追記することを予定しています。</p>

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>附則第3条</p> <p>1 「改正法附則第9条第1項から第3項までの規定による戸籍の記載に係る情報については、新戸籍法施行規則第48条及び第78条の2から第78条の5までの規定は、適用しない。」という規定とすると、ともすれば、改正後の法務省令を適用しないというように解釈される。これについて、市町村長記載の際には改正前の法務省令の規定は効力を失っているから、改正の前後にかかわらず、当該規定の適用はないという理解でよいか。</p> <p>2 後段「この場合において、当該情報については戸籍法第118条第1項の電子情報処理組織において、五年間保存するものとする。」の規定の趣旨が不明であるので、分かりやすく説明していただきたい。</p> <p>3 市町村長記載においては、個別の管轄法務局長の許可ではなく、包括的な管轄法務局長の許可に基づいて処理がされるものとする。そのため、市町村長は、当該許可に基づき、当該市町村に本籍を有する者であって、振り仮名の届出をしていないもの全ての者について、1つの「戸籍記載書」により、戸籍の振り仮名の記載を行うこととなるのか。</p> <p>4 「戸籍法第118条第1項の電子情報処理組織」は市町村の戸籍情報システムを意図すると考えられる。そうすると、後段の規定の趣旨は、一括で市町村長記載を行った際の「戸籍記載書」を戸籍情報システムに記録することなのか。</p> <p>5 戸籍情報システムに記録するというのであれば、当該情報は、同条前段の規定により法務省へ提出することとはなっていないため、市町村長が戸籍情報システムの外部で、紙又は電子データにより5年間保管すれば十分であると思うが、戸籍情報システムで保管する理由は何か。</p> <p>附則第4条第2項</p> <p>改正法附則第10条第2項及び第4項、同法第11条のうち改正法附則第10条第2項及び第4項を準用する部分、同法第12条第2項及び第4項については、適用しないことが、わかりやすい条文にした方がよいのではないか。</p> <p>附則第6条</p> <p>この規定により、戸籍法施行規則で様式が定められている婚姻届・離婚届についてA3サイズではなく、A4サイズで提出することを許容されると思われませんが、どうか。</p>	<p>附則第3条</p> <p>1 について</p> <p>御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、令和5年法律第48号附則第9条第1項から第3項までの規定による戸籍の記載（以下「市町村長記録」という。）の際に作成される職権記載書については、本規定により規則第48条及び第78条の2から第78条の5までの規定は適用されないこととなります。</p> <p>2 について</p> <p>市町村長記録の際に作成される職権記載書については戸籍情報システムにおいて保存すれば足りるとした規定です。</p> <p>3 について</p> <p>市町村長記録に当たり、職権記載書を1通とするか、複数通作成するかについては、市町村長の裁量に委ねられることとなります。</p> <p>4 について</p> <p>前段につき、「戸籍法第118条第1項の電子情報処理組織」は、法務大臣の使用に係る電子計算機（戸籍情報連携システム）と市町村長の使用に係る電子計算機（戸籍情報システム）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織と定義されています。後段については、御理解のとおりです。</p> <p>5 について</p> <p>市町村長記録の際に作成される職権記載書は、戸籍情報システムにより作成することを想定していることから、戸籍情報システムにおいて保存することとしたものです。</p> <p>附則第4条第2項</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p> <p>附則第6条</p> <p>御意見の理由が必ずしも明らかではありませんが、本規定は用紙サイズの特例を定めたものではありません。</p>